

4～6月分保育料の日割り計算について



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所にお通いの児童の4～6月分の保育料を次のとおりといたします。

□ 4～6月分の保育料（0～2歳児クラス）について

4月から6月までの間に登園を控えた日のある児童を対象に、保育料（利用者負担額）を日割り計算いたします。

3月分の取扱い（R2.3.30掲載分）と同様です。

ただし、日割り計算後の金額は、登園日数が確定しないと算出できないため、月額を一度お支払いください。4～5月分は7月以降に返金し、6月分は別途お知らせいたします。

なお、日割り計算後の保育料の算出方法は次のとおりとなります。登園日数は、市から各施設に確認いたします。

$$\left[\text{当月分の保育料} \times \frac{\text{登園日数}}{25} \right] \quad \text{10円未満切り捨て}$$

参考例：月額25,000円 10日間登園した場合

$$25,000\text{円} \times \frac{10\text{日}}{25\text{日}} = 10,000\text{円}$$

欠席日数が0日の月に関しては日割り計算の対象外となります。

延長保育料及び3～5歳児クラスの給食費の対応については、各施設にご確認ください。

7月以降の対応に関しましては、今後の動向を踏まえ決定いたします。その際は、ホームページ等にて随時周知させていただきます。

認可保育所にお通いの方は市、認定こども園・地域型保育事業所にお通いの方は各施設から返金となります。

保護者の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。